

第2回四国中央市総合計画審議会
議事要旨

1. 日 時 平成30年10月11日(木)
審議会 午後1時30分開会
午後2時15分閉会
答申 午後2時17分開始
午後2時30分終了
2. 場 所 四国中央市役所 5階 大会議室
3. 出席者 井上治郎、苅田清秀、星川 豊、森実友親、高橋厚德、矢野 強、篠原 晃
石黒忠則、篠原一志、鈴木千明、高木恭也、森川啓子、井上 仁、今村八千代
4. 欠席者 井川俊高
5. 傍聴人数 7人(一般傍聴6人、報道関係者1人)

6. 次第及び決定事項

次 第	決定事項
1. 開会	
2. 会長あいさつ	
3. 報告事項 (1) 審議会部会での審議内容について (2) 第二次四国中央市総合計画後期基本計画(素案)からの修正点について	
4. 審議事項 (1) 第二次四国中央市総合計画後期基本計画(案)について (2) その他	・後期基本計画(案)を答申することを可決
5. 閉会	
6. 第二次四国中央市総合計画後期基本計画(案)の答申	

※配布資料

- ・資料1…審議会部会会議内容
- ・資料2…後期基本計画(素案)からの修正点
- ・資料3…第二次四国中央市総合計画後期基本計画(案)
- ・資料4…今後の策定スケジュール

7. 委員意見要旨

委員	表現について、「障がいのある方」と「障がい者」という2つの表現が使われているが、統一した方がよいのではないか。
事務局	どちらの表現も適切ではあるが、表現の違いについて担当課に確認する。
会長	待機児童について、幼稚園を削除し保育園等とした理由は。
事務局	一般的に言われている待機児童の問題は、保育園が対象となっているようである。幼稚園は含まないが、認定こども園や地域型保育園は含んでおり、保育園等と修正したものである。
委員	外国人労働者について、10年も20年も同じ町にいるということは今の法律では難しいのではないか。
事務局	外国人労働者については、現在、国が新たな在留資格の創設を検討しており、最長5年間で、単純労働も認める方向となっている。
委員	現在は、最長5年となっているのか。
事務局	現制度において、外国人労働者とは技能実習生のことであり、在留期間は最長5年となっている。技能実習終了後、新たな在留資格に切り替えると、続いて5年、最長10年労働できる制度になるようである。
委員	コミュニティスクール制度について、以前、自分が受けた研修での捉え方は、予算執行の権利を含めた制度だとお聞きしたが、基本計画案の用語解説に予算執行の権利について記載されていないということは、今の審議会を更に発展させたものという認識でよいか。
事務局	文部科学省が創った制度上のコミュニティスクールということで、認識しており、予算の執行の権利は、含まれていないものと考えている。